

第107回定時株主総会

買収防衛策議案に関する補足説明資料

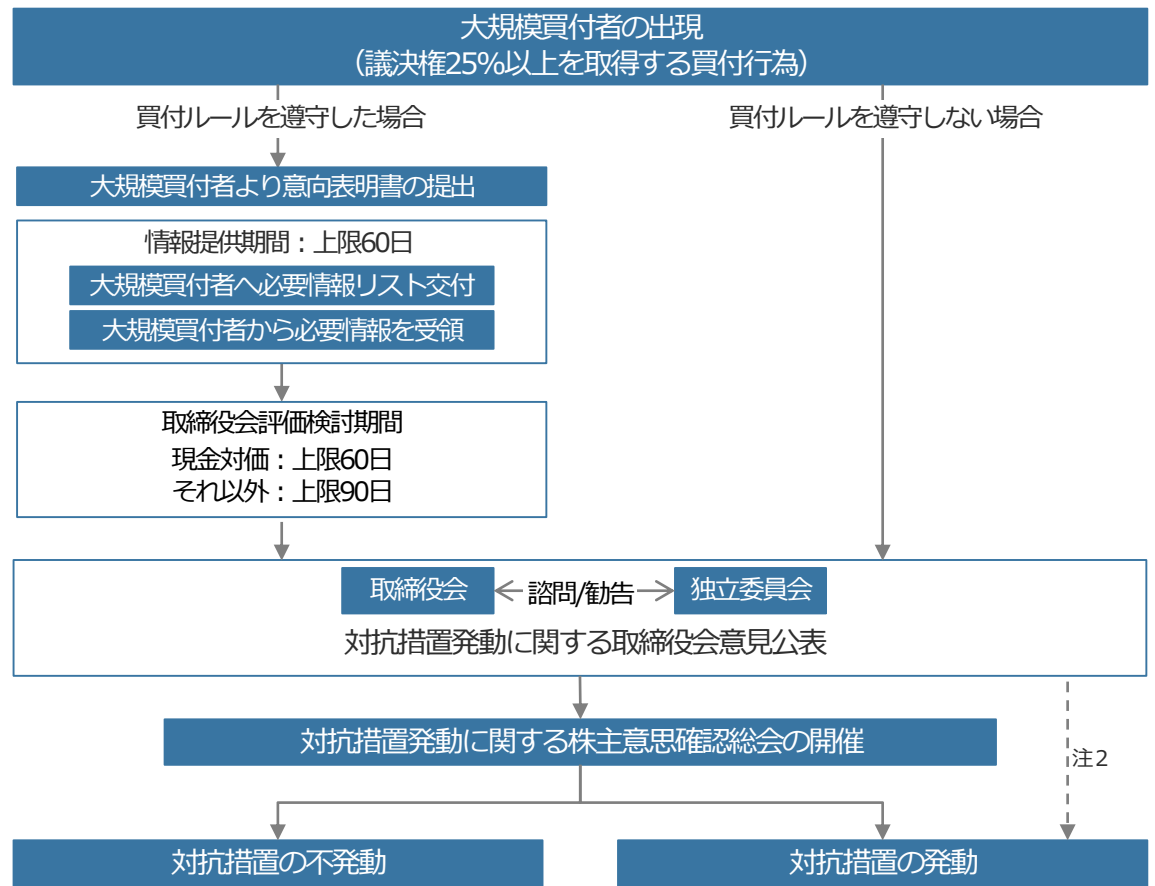
川上塗料株式会社

2022年2月3日

買収防衛策の概要

- 買収防衛策導入の目的は、株主の皆様が「大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同利益の向上・確保に資するか否か」検討するために“必要且つ十分な時間と情報”を確保するため

買収防衛策のフローチャート^{注1}



独立委員会の役割

目的	取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため
構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社外取締役・社外監査役の3名で構成することを想定 - 檀上 秀逸 (独立社外取締役) - 小林 京子 (独立社外監査役) - 大松 信貴 (独立社外監査役)
審議事項 (想定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模買付者に提供を要請する必要情報の検討 ・ 大規模買付者から提供された必要情報の検討 ・ 対抗措置発動の是非・相当性に関する検討

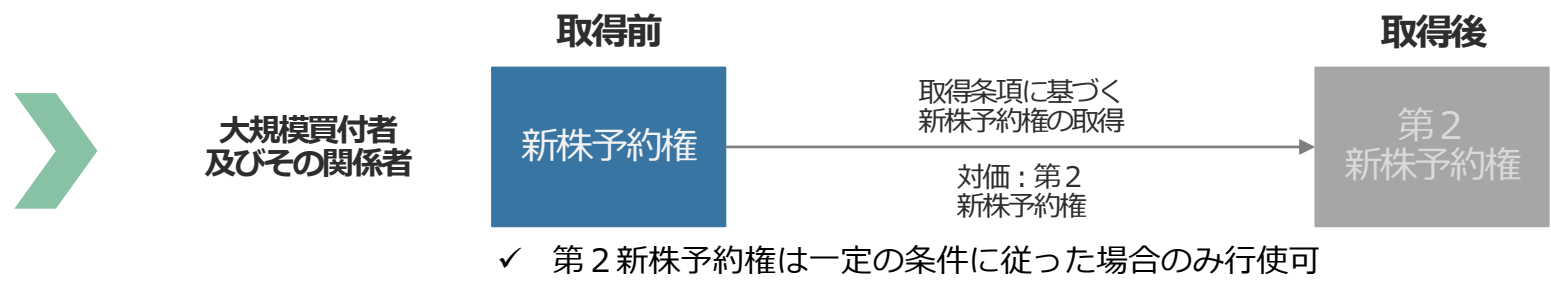
注1：本内容の理解促進を目的に簡略化したフローチャートです。詳細はプレスリリースをご参照下さい
 注2：大規模買付者が買付ルールを遵守しない場合で、当社取締役会が、当社の企業価値については株主共同の利益を守ることを目的として必要と認めた場合

買収防衛策に定める対抗措置の概要

- 現時点で対抗措置の発動は決定されていない
- 将来的に対抗措置が発動された場合でも、一般株主における直接的な不利益は生じないものと想定

対抗措置の発動フロー

- 大規模買付者を含む全株主に新株予約権を無償で割当て
- 一般株主の皆様には、新株予約権に対して取得条項を用いて、会社が株主の皆様へ当社普通株式を交付する手続きを実施
- 大規模買付者及びその関係者には普通株式ではなく普通株式への転換が限定される第2新株予約権を交付



買収防衛策導入によって株主の皆様にご与える影響

ご質問

回答

導入・継続時

買収防衛策が導入及び継続されることにより、株主の皆様が何らかの手続をする必要が生じるか。

特にありません。買収防衛策の導入及び継続により直ちに對抗措置としての新株予約権の無償割当てが実行されるわけではなく、導入及び継続の時点において、株主の皆様の経済的利益・権利に変化・影響が生じることはありません。

発動時

もし将来的に買収防衛策の對抗措置が発動される場合に、株主の皆様が何らかの手続を行う必要が生じるか。

特にありません。對抗措置の発動時には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく自動的に新株予約権の無償割当てを行うため、株主の皆様に格別の手続を行っていただくことは予定していません。ただし、発動にあたり株主意思確認総会にて、株主の皆様の意思を確認いたします。

對抗措置が発動することにより無償割当てされる新株予約権は、行使や第三者への譲渡ができるのか。

對抗措置の発動時に株主の皆様に付与される新株予約権は、行使期間に先立って当社が一斉に強制取得を行いますので、一般の株主の皆様による権利行使や第三者への譲渡は予定されておりません。

もし将来的に買収防衛策の對抗措置が発動された場合、株主の皆様が何らかの経済的不利益が生じるのか。

特にありません。對抗措置の発動の決定が行われた場合、一般株主の皆様は割り当てられた新株予約権は、当社が(取得条項を用いて)当社普通株式を対価に取得する想定であります。発行済株式数が増える関係で、一般株主の皆様が保有する株式の1株あたりの経済的価値は変わるものの、その分新たな当社普通株式が割り当てられますので、保有株数を全体としてみた場合の経済的な価値に変動が生じることはありません。

その他

その他、買収防衛策に関して留意すべき事項はあるか。

買収防衛策については、今後も法令等に従って適時かつ適切な開示を行う予定ですので、株主の皆様におかれましては、当社からのご通知や当社ホームページの「IR情報」をご覧くださいようお願いいたします。



地球にやさしさを

暮らしに彩りを

お客様に満足を

川上塗料株式会社